

I 背景

- (1)多くの公立病院において、経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況。
- (2)両市立病院においても、医師不足の影響などから、診療の一部制限や平成18年度、平成19年度に欠損金が生じた。
- (3)平成19年12月に総務省より、病院事業経営改革に取り組むよう「公立病院改革ガイドライン」が示された。

【ガイドラインの主なポイント】

- ◆経営の効率化
経営指標に係る数値目標の設定
*病床利用率が過去3年連続して70%未満の病院は、病床等の抜本的な見直し
- ◆再編・ネットワーク化
保健医療計画(県)との整合を確保
- ◆経営形態の見直し
人事・予算等に係る実質的権限、結果への評価・責任を経営責任者に一本化
例示:地方公営企業法全部適用、地方独立行政法人化、指定管理者制度、民間譲渡
- ◆平成20年度内に策定

II 計画策定の経過・スケジュール

平成20年5月	病院連絡会
平成20年6月	両市立病院連携ワーキング
平成20年9月	中期経営計画中間報告
平成20年9月～	関係課との協議
平成21年2月	両市立病院再整備計画 検討小委員会
平成21年6月	千葉市地域保健医療協議会

III プランの目的

4つの視点から取り組み、病院事業経営の改革と良質な医療の継続的提供を目指す。

計画期間 平成21年から25年(5年間) 経営の効率化は3年間

1 両市立病院の果たす役割、ネットワーク化

現状

両市立病院の再整備計画

- ◆両市立病院再整備基本構想(平成8年3月)
- ◆市立病院再整備基本計画(平成10年2月)
- ◆市立海浜病院再整備基本計画(平成12年3月)

千葉県保健医療計画「循環型地域医療連携システム」(平成20年4月策定)

4疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病)、4事業(救急、災害時、周産期、小児)の循環型地域医療連携システムの構築の考えが示され、各疾病の急性期、回復期、在宅に至るまでの医療機能等の役割分担が示された。

青葉病院

主な診療機能

- 高齢化対応機能
- 救急医療
- 高度・専門・特殊医療
 - ・精神医療
 - ・感染症
 - ・緩和ケア
 - ・血液内科
- 災害時医療

海浜病院

主な診療機能

- 救急医療(夜間救急初期診療他)
- 高度・専門・特殊医療
 - ・周産期医療
 - ・循環器医療(心臓血管外科)
- 小児医療
- 災害時医療

《重点取組事項》

- 地域周産期母子医療センター
海浜病院の産婦人科等の診療機能を強化し、既存施設を活用し地域周産期母子医療センターの認定を目指す。
- 循環器疾患への対応(体制強化、集約化を検討)

《取組事項》

- 少数医師配置の診療科の在り方を検討○小児医療の連携強化○緩和ケア病床の効率的な活用

青葉病院

主な診療機能の継続的提供

- 高齢化対応機能
- 救急医療
- 高度・専門・特殊医療
 - ・精神医療
 - ・感染症
 - ・緩和ケア
 - ・血液内科
- 災害時医療

海浜病院

主な診療機能の継続的提供

- 救急医療(夜間救急初期診療他)
- 高度・専門・特殊医療
 - ・周産期医療(地域周産期母子医療センター)
 - ・循環器医療(心臓血管外科)
- 小児医療
- 災害時医療

連携

両市立病院情報システムのネットワーク化

地域の医療機関とのネットワーク化

2 一般会計負担の考え方

一般会計から繰出す経費については、「救急医療」等の国基準に該当する経費のほか、地域医療に必要な医療を確保するための「臨床研修医受入れに伴う経費」「感染症医療に要する経費」等について、国基準外(市基準)として繰出しを行う。

3 経営の効率化

収入の増加・確保や経費節減・抑制の対策に取り組み、「病床利用率」「職員給与費比率」など主要な経営指標の達成を目指す。

1 取組事項

経営指標などの目標の達成に向けた取組について

(1)収入増加・確保

- DPC包括評価支払の導入
- 施設基準の届出の見直し
- 地域医療機関との機能分担と連携強化
- 使用料等の見直し 等

(2)経費節減・抑制

- SPD(物品管理システム)の導入及び拡充
- 後発医薬品(ジェネリック薬品)の使用の拡大

(3)その他

- 臨床研修の実施
- 医師の待遇改善
- クリニカルパスの推進 等

2 主要指標

一般病床利用率、医業収支比率、職員給与費比率など、8項目について平成21年度、22年度、23年度毎に目標数値を定めた。

3 収支計画

平成21年度、22年度、23年度毎に収益的収支、資本的収支の収支計画を作成した。

4 経営形態の見直し

○現状

昭和43年より地方公営企業法の財務適用となっている。
・経営の基本原則・特別会計の設置・経費分担の原則

○両市立病院の課題

・累積欠損金の縮減、繰入金の減額・様々な環境に、より柔軟かつ迅速に対応出来る体制の確立・両市立病院が連携した効率的な医療の提供(診療機能の集約化など)・専門知識を有した職員の育成

経営形態の種類

- ・地方公営企業法全部適用
- ・地方独立行政法人
- ・指定管理者制度
- ・民間移譲

両市立病院の移行する経営形態

「経営の権限及び責任がより明確になること」「両市立病院が担う医療提供体制が確実に確保されること」などから、地方公営企業法全部適用への移行を目指す。